令和６年度採用

たつの市職員採用試験案内

＜募集職種＞

技術職（土木）（民間企業等職務経験者）

受験資格等は次ページへ⇒

＜申込受付期間＞

令和５年６月５日（月）～令和５年６月１９日（月）

※ インターネットによる申込みを推奨（申込みはこちらから⇒）

＜第１次試験日＞

令和５年７月９日（日）

＜申込・問合せ先＞

たつの市総務部総務課人事給与係（たつの市役所本館２階）
〒679-4192　たつの市龍野町富永 1005 番地１
TEL 0791-64-3101（直通）　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://www.city.tatsuno.lg.jp

TDX Tatsuno Digital Transformation

１　採用職種・予定人員・受験資格

職　種	予定人員	受　験　資　格
技術職（土木） （民間企業等職務経験者）	若干名	昭和５８年４月２日から平成８年４月１日までに生まれた人（令和６年４月１日における満年齢が２８歳から４０歳までの人）で、高等学校を卒業し、民間企業等で土木の職（土木に関する設計、施工管理等）に関する職務経験年数が３年以上ある人

（注１）受験申込みは、令和５年度に実施する職員採用試験において、１人１職種に限ります。

（注２）地方公務員法第１６条（欠格条項）の各号のいずれかに該当する人は、受験できません。（末尾を参照）

（注３）職務経験については、次のとおりとします。

・職務経験年数は、令和６年３月３１日において、通算して３年以上であることが必要です。

・職務経験については、民間企業等に常勤で１年以上継続して就業した期間が該当します。

休職等で休んでいた期間は、経験年数に通算できません。また、職務経験が複数ある場合は通算することができます。

※常勤とは、一つの事業所に１週間当たり３０時間以上の勤務をしていることをいう。

２　申込手続

インターネットによる申込み

（１）申込方法

「兵庫県電子申請共同運営システム」を利用して、インターネットによる受験申込ができます。たつの市ホームページの「採用情報」のページにアクセスして、画面の指示に従って申し込んでください。（申込の前に「事前登録」が必要ですのでご注意ください。）

申込内容の審査終了後、受験番号を付番した受験票を発行しますので、各自でプリントアウトし、試験当日に必ず持参してください。

※申込みは、パソコン又はスマートフォンから行ってください。

※申込みが行われた場合、「到達通知」のメールを登録されたメールアドレス宛てに送付します。なお、メールの受信制限を行っている場合、「auto-hyogo@elg-front.jp」「auto-hyogo@elg-front.asp.lgwan.jp」からのメールを受信できるようにしておいてください。

メールの受信が確認できない場合は、総務課人事給与係まで連絡してください。

※システムが混み合うことにより、申請に時間がかかることがありますので、余裕をもって早めに申込手続を行ってください。

※パソコン等の環境等により利用できない場合があります。

※使用されるパソコン等や通信回線上の障害等によるトラブルに関しては、一切責任を負いません。

※システム管理等のため、一時的に利用できない場合があります。

（２）受付期間

令和５年６月５日（月）８時３０分～令和５年６月１９日（月）１７時１５分（受信有効）

（３）提出書類

試験当日に試験結果通知用封筒（長３封筒に 84 円切手を貼り、郵送先を明記してください。）を提出してください。

郵送又は持参による申込み

（１）提出書類

① 受験申込書、受験票（本市指定のもの）

② 職務経験申告書

③ 試験結果通知用封筒（長３封筒に 84 円切手を貼り、郵送先を明記してください。）

④ 郵送で受験申込書を提出される場合は、受験票返送用封筒（長３封筒に 84 円切手を貼り、郵送先を明記してください。）

（２）申込先及び受付期間

① 申 込 先　　たつの市総務部総務課人事給与係（電話：0791-64-3101）

② 受付期間　　令和５年６月５日（月）～令和５年６月１９日（月）※土日を除く。
※郵送の場合は、６月１９日（月）必着

③ 受付時間　　午前８時３０分から午後５時１５分まで

３　第１次試験

（１）会場・日時等

職　種	会　場	日　時
技術職（土木）（民間企業等職務経験者）	たつの市役所新館会議室	令和５年７月９日（日） 午前１１時５５分から

受付時間　　午前１１時３０分から午前１１時５５分まで

受付場所　　試験会場入口

持 参 物　　受験票、筆記具（濃い鉛筆等、消しゴム）、時計（時計機能のみのものに限る。）

（２）試験内容

科　目	職　種	時　間	内　容
論　文	技術職（土木）（民間企業等職務経験者）	９０分	指定課題により、公務員として必要な知識、表現力等を問うもの
検　査		１０分	公務員に求められる資質に関し、作業能力の正確さ、迅速さ等から適応性をみる

（３）第１次試験の結果

８月上旬に受験者全員に通知します。

４　第２次試験

（１）日　　時　　９月上旬の予定（第１次試験合格者に別途通知します。）

（２）試験内容　　個別面接

（３）提出書類

試験当日までに次に掲げる書類を提出してください。

① 最終学校を卒業したことを証するもの（卒業証書の写し等）

5　最終合格者の発表

（1）９月下旬に通知します。

（2）合格発表後、合格者には、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。受験資格に定める職務経験期間等の確認ができない場合には、採用されません。

（3）合格者は、令和６年２月又は３月に行う健康診断の結果に異常がなければ、令和６年４月１日付けで採用の予定です。

6　試験結果の情報提供

この試験の結果については、口頭により情報提供を求めることができます。

なお、電話、はがき等により情報提供を求めることはできませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（受験票、運転免許証、旅券等）を持参の上、受験者本人が提供場所までお越しください。

試験区分	提供の求めができる人	提供内容	提供期間	提供場所
第１次試験	不合格者	総合得点、総合順位及び合格最低総合得点	合格発表の日から１か月間	たつの市総務部総務課
第２次試験	受験者	総合順位		

7　待　　遇

（1）給与月額（例）

基本給	２４６，０００円
扶養手当	２６，５００円
住居手当	２８，０００円
通勤手当	４，２００円
支給額計	３０４，７００円

上記は、令和５年４月１日現在の給料表を基に下記モデルで算出

・本人３０歳で配偶者、子ども２人を扶養している場合

・高等学校を卒業し、民間企業等で正規職員として１２年間勤務している場合

・賃貸住宅に居住している場合（家賃 61,000 円以上の場合）

・自宅から自家用車で通勤している場合（通勤距離片道 5 ㎞から 10 ㎞までの場合）

※ただし、経歴等により、実際の支給額と異なる場合があります。

（2）諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当等がそれぞれの規定に基づいて支給されます。

（3）休暇等

年次有給休暇、夏季休暇をはじめとして、結婚休暇、産前・産後休暇、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、育児部分休業等の各種休暇等がありますので、安心して働くことができる職場です。

（4）福利厚生

定期的な健康診断を実施しており、人間ドック受診の際の助成も行っています。

また、兵庫県市町村職員共済組合等への加入により、年金・健康保険等の制度が充実しており、財形貯蓄、貯金制度等も取り扱っています。

8　人材育成

たつの市では、全ての職員が「オールたつの」の一員としての誇りを持ち、失敗を恐れず柔軟な発想を持って果敢にチャレンジしていくことのできる職員を育成していくため、「人材育成基本方針」に基づき、階層別研修やカフェテリア型研修などにより、積極的な人材育成に取り組んでいます。

求められる職員像

①現場主義を徹底し、リーダーシップと協調性を持ち市民と協働する職員
②柔軟な発想のもと、的確かつ迅速に責任を持って行動する職員
③たつの市職員としての誇りを持ち、自己啓発に努める向上心ある職員
④高いコスト意識を備え、改善・改革にチャレンジする職員
※参考（人材育成基本方針）
https://www.city.tatsuno.lg.jp/soumu/shiken.html

9　昨年の試験実施結果

職　　種	申込者数	受験者数	採用者数	競争率
技術職（土木）（民間企業等職務経験者）	３	２	１	３．０

10　その他

（１）たつの市のホームページに、先輩職員のメッセージや、育児休業から復職し、仕事と家庭を両立している女性職員のメッセージ等も掲載しています。
https://www.city.tatsuno.lg.jp/soumu/shiken.html
（２）受験資格がないこと、又は申込書記載事項を偽って記入したことが判明したときは、合格を取り消します。

【参考】

地方公務員法第１６条（欠格条項）
次のいずれかに該当する人は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができません。
(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
(3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

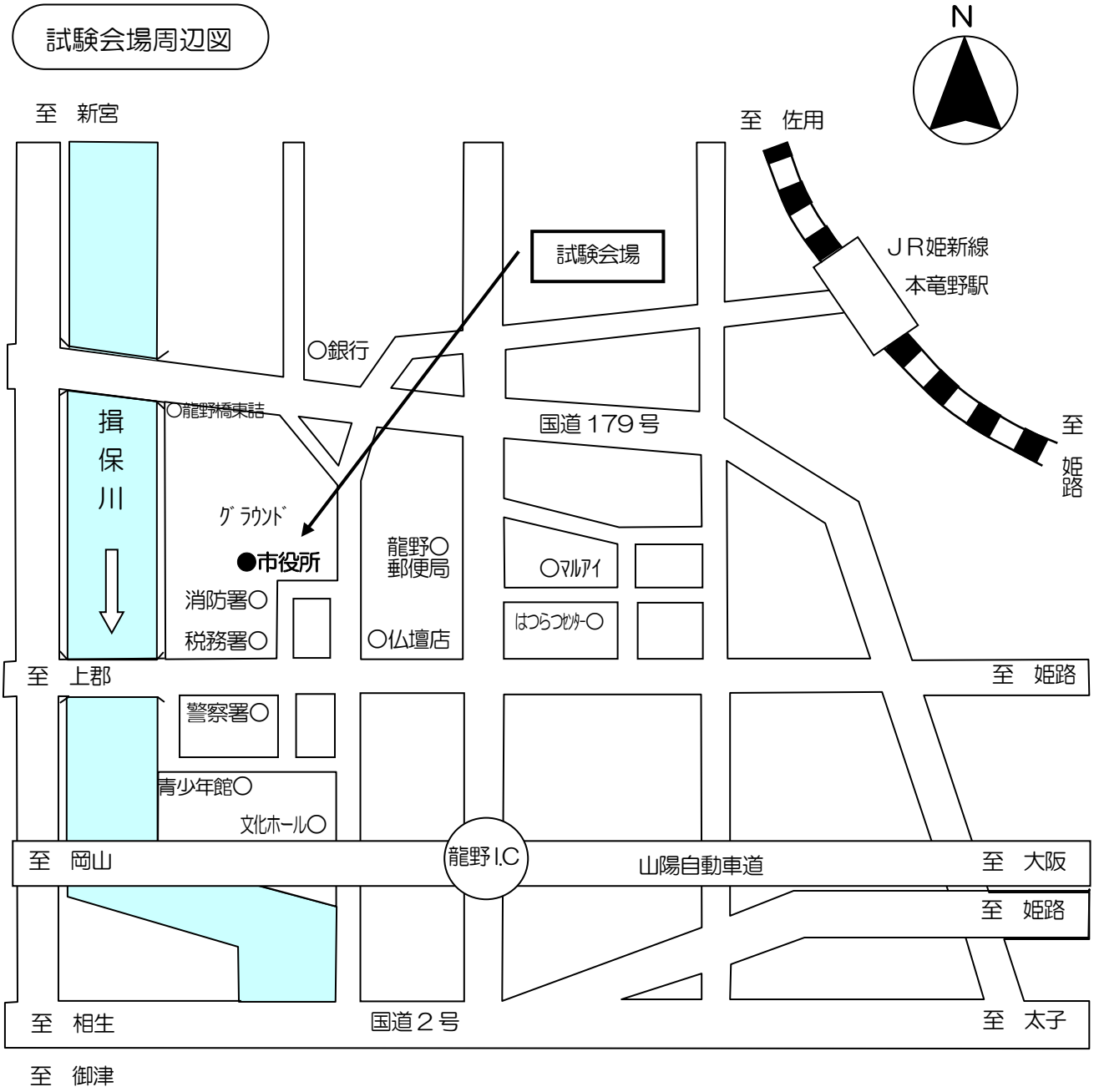

《ＪＲ利用》
◎ＪＲ姫新線本竜野駅から、徒歩で試験会場まで１５分～２０分
◎ＪＲ山陽本線竜野駅から、タクシーで試験会場まで１５分
《自動車》
◎山陽自動車道龍野インターから試験会場まで５分
◎太子龍野バイパス終点から試験会場まで１０分

試験会場詳細図

《注意事項》
◎試験会場は、たつの市役所新館会議室です。必ず上図の新館入口から入館してください。（車でお越しの方は、駐車区画に停めてください。）
◎当日、本館の正面入口からは、入館できません。

たつの市